

水道メーター取替等業務委託（三木町）に係る公募について

次のとおり受託者を公募する。

令和7年6月5日

香川県広域水道企業団
高松ブロック統括センター所長

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 水道メーター取替等業務委託（三木町）
- (2) 委託期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託業務の内容 「水道メーター取替等業務委託標準仕様書」及び「水道メーター取替等業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (4) 履行場所 三木町内一円
- (5) 契約予定者数 複数者

2 応募資格

仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有するほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 応募者（又は応募者の会員）が、企業団が発注した水道メーター取替等業務の実績を有する者
- (5) 三木町内に本社（本店）又は支店、営業所等の事業所があること。「組合等については三木町で活動できること」なお、法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれに代わるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できる団体であること。
- (6) 参加する組合、単体企業、代表者及び構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

3 応募方法

参加希望者は、応募意思表明書（様式1）と2応募資格（4）を証明するもの（契約書の写し等）を企業団高松ブロック統括センターに持参又は郵送（令和7年6月13日（金）午後5時までに必着）により提出すること。なお、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とする。

（受付期間） 令和7年6月5日（木）から令和7年6月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（受付時間） 午前8時30分から午後5時まで

4 提出先

郵便番号 760-8514

香川県高松市番町一丁目8番15号

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター お客さまセンター

電話番号：087-839-2731

FAX番号：087-839-2739

電子メールアドレス： takamatsu_okyakusama@union.suido-kagawa.lg.jp

5 説明会

開催しない。

6 質問の受付、回答

応募意思表明書を提出した者又は提出を予定している者で、参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり行うこと。

(1) 受付場所

4 提出先の場所

(2) 受付期限

令和7年6月10日（火）午後5時

(3) 提出方法

質問書（様式2）を使用して、FAX又は電子メールで提出すること。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず4提出先に記載の電話に一報すること。

(4) 回答

応募者資格要件に適合した者全員にFAX又は電子メールで令和7年6月12日（木）までに送付する。

7 契約について

応募意思表明書を提出した事業者のうち、応募資格要件に適合したもの（複数者）を契約予定者とし、企業団が作成する契約書により個別に契約を締結する。

8 その他

参加者は、本公告のほか、会計規程、契約規程等の内容を遵守しなければならない。